

「首都圏における大規模水害広域避難検討会」 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「広域避難検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 広域避難検討会は、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」（平成30年3月5日）を踏まえ、首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向けて、特に行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とする。

(組 織)

第3条 広域避難検討会は、別紙の構成員をもって組織する。

- 2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び東京都総務局防災計画担当部長が共同で務める。
- 3 座長は、構成員以外の者で広域避難対策に関わりがある者をオブザーバーとし広域避難検討会へ出席させることができる。

(広域避難検討会)

第4条 広域避難検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を広域避難検討会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という）は、公開する。ただし、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議録等の一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、広域避難検討会の円滑な運営を行うため、広域避難検討会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの長及び構成員については、座長が定める。
- 3 ワーキンググループは、広域避難検討会の運営に必要な情報交換、調査、分析等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については広域避難検討会へ報告する。
- 4 ワーキンググループは、構成員に率直な意見を求めるとともに、公開することにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報を取り扱うため非公開とし、ワーキンググループの結果は広域避難検討会へ報告することにより公開する。
- 5 その他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 広域避難検討会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付及び東京都総務局総合防災部が共同で処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が広域避難検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年6月1日より施行する。

(別紙)

「首都圏における大規模水害広域避難検討会」 構成員

座長	矢崎 剛吉	内閣府 (防災担当)	調査・企画担当参事官
座長	芝崎 晴彦	東京都	総務局防災計画担当部長
	藤田 正	国土交通省関東地方整備局	統括防災官
	西澤 賢太郎	国土交通省関東地方整備局	河川部長
	服部 和訓	国土交通省関東運輸局	総務部長
	石原 幸司	東京管区气象台	気象防災部長
	伊藤 久史	陸上自衛隊	東部方面総監部防衛部長
	西川 善宣	東京都	交通局安全管理担当部長
	山田 勲	埼玉県	危機管理防災部災害対策課長
	添谷 進	千葉県	防災危機管理部防災政策課長
	吉岡 寿彦	警視庁	警備部災害対策課長
	酒林 利男	警視庁	交通部交通規制課長
	水村 一明	東京消防庁	防災部震災対策課長
	古田 毅	千代田区	行政管理担当部長
	阿部 忠資	荒川区	区民生活部長
	菅井 英樹	世田谷区	危機管理部長
	滝瀬 裕之	中野区	防災危機管理担当部長
	吉原 治幸	足立区	総合防災対策室長
	山口 正幸	江戸川区	危機管理部長
	石川 浩喜	武蔵村山市	総務部長
	田中 亜夫	京成電鉄株式会社	取締役鉄道副本部長兼安全推進部長
	池田 司郎	埼玉高速鉄道株式会社	取締役鉄道統括部長
	中山 登介	首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
	平澤 哲哉	東京商工会議所	地域振興部長
	清水 邦人	東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部長
	高桑 毅	一般社団法人東京バス協会	常務理事
	古田 尚	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 安全推進部長
	松橋 賢一	東日本旅客鉄道株式会社	鉄道事業本部 安全企画部長
	松澤 新市	北総鉄道株式会社	安全推進担当課長